

**新小岩公園防災高台整備事業  
第Ⅰ期盛土工事 特記仕様書(案)**

**葛 飾 区**

## 第1 総則

### 第1条 適用

1. この特記仕様書は、共同事業者が施工する「新小岩公園防災高台整備事業 第I期盛土工事」に適用するものであり、施工にあたっての一般事項は土木工事標準仕様書（「東京都土木工事標準仕様書」を準用。以下「標準仕様書」という。）に準拠するものとする。
2. 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優位順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
3. この工事の施工にあたっては、下記に示す図書を適用する。
  - ア 葛飾区都市整備部長が定める工事施工関係基準等図書
    - ・「土木材料仕様書」
    - ・「建設局材料検査実施基準」
    - ・「土木工事施工管理基準」
    - ・「工事記録写真撮影基準」
    - ・「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」
    - ・「建設局標準構造図集」
    - ・「測量委託標準仕様書」
    - ・「CAD製図基準」
    - ・「建築工事標準仕様書」
    - ・「電気設備工事標準仕様書」
    - ・「機械設備工事標準仕様書」
  - イ その他の図書
    - ・「東京都建設リサイクルガイドライン」
    - ・「東京都建設泥土リサイクル指針」
    - ・「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」
    - ・「しゅん功図書電子データ化作成要領」
    - ・「道路台帳作成要領」（東京都建設局編）
    - ・「道路台帳一般図式及び凡例」（東京都建設局編）
    - ・「地質調査委託標準仕様書」（東京都建設局編）
    - ・「東京都下水道設計標準」（東京都下水道局編）
    - ・「土木工事標準仕様書」（東京都下水道局編）
    - ・「道路土工－軟弱地盤対策工指針」（日本道路協会）
4. 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。また、標準仕様書、適用図書以外にもこれと同等、若しくはそれ以上の基準を求める図書について、協議の上、適用できるものとする。
5. 本工事は、監督行為を含め共同事業者の責において施工するものであるが、指示、協議、承諾等については、事業者が必要に応じて確認行為を行うものとする。

## 第2条 主任技術者等

工事の主任技術者又は監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ共同事業予定者が規定する資格要件を有するものであること。

## 第3条 施工管理

工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施工適正化推進要綱」によるものとする。

なお、「東京都適正化推進要綱」は東京都財務局のホームページから入手できる。

## 第4条 誘導員の配置

工事期間中は、公道の出入り口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。

## 第5条 環境対策

自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 第6条 過積載の防止

この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/pdf/03.pdf>)

## 第7条 工事支障物件

工事着手に先立ち、対象区域内周辺におけるライフライン等のほか、地下埋設物の設置状況について入念な把握を行うものとする。

## 第2 土工

### 第8条 盛土材料

1. 盛土に使用する土砂は、以下の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本統一土質分類法(土質工学基準、JSF M111)による分類が、粗粒土(礫粒土G、砂粒土S)あるいは細粒土Fに属し、原則として特殊土に属さないものであること。なお、特殊土に属するものについては、適切な処理を施せばこの限りではない。

- (2) コーン指数 ( $q_u$ ) が、 $q_u \geq 400\text{KN/m}^2$  を確保できるものであること。なお、 $q_u \geq 400\text{KN/m}^2$  を満たさないものは、改良することにより用いることができる。
- (3) 盛土材料の最大寸法は 100 mm までとし、粒径 37.5 mm 以上の混入率は 40% 以下であること。
- (4) 「土壌汚染対策法」、「東京都環境確保条例」、「ダイオキシン類対策特別措置法」の基準値を満足していること。
- (5) 次に示すものを使用してはならない。
  - 1) 法律で定める産業廃棄物
  - 2) ベントナイト、温泉余土、酸性白土
  - 3) 凍土・氷雪、草木、切り株など
 なお、1) のうち建設泥土については、適切な処理を施せばこの限りではない。ただし、使用に際しては、事前に事業者と協議するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び関連通達や指針等に従うものとする。
- 2. 盛土に使用する土砂は、事前に（外部から搬入する土砂は搬入前に）事業者が確認を行うものとする。なお、事業者の確認は、土砂の発生場所毎に当初及び土質の変化した時に行うものとする。

## 第9条 盛土工

- 1. 盛土の品質管理は以下によるものとする。

### I. 現場密度の測定

現場密度の測定は以下の（1）から（3）のうち、いずれかで行うものとする。

- (1) 砂置換法による管理

#### ア. 規格値

乾燥密度・飽和度・空気間隙率のうち、いずれかによるものとする。

- ① 燥密度による規定

最大乾燥密度 90% 以上とする。

- ② 飽和度または空気間隙率による規定

土質分類	飽和度 ( $S_r$ )	空気間隙率 ( $V_a$ )
砂質土 ( $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )	—	$V_a \leq 15\%$
粘性土 ( $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)	$85\% \leq S_r \leq 95\%$	$2\% \leq V_a \leq 10\%$

#### イ. 試験基準

1,000 $\text{m}^3$  に 1 回の割合、または、延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。また、1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の平均値で判定を行う。

- (2) RI 計器による管理

#### ア. 規格値

現場乾燥密度、飽和度、空気間隙率のうち、いずれかによるものとする。

①現場乾燥密度による規定

1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。

②飽和度または空気間隙率による規定

土質分類	飽和度 (S r)	空気間隙率 (V a)
砂質土 ( $25\% \leq 75 \mu\text{m}$ ふるい通過分 < 50%)	—	$V a \leq 15\%$
粘性土 ( $50\% \leq 75 \mu\text{m}$ ふるい通過分)	$85\% \leq S r \leq 95\%$	$2\% \leq V a \leq 10\%$

イ. 試験基準

1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測点点数の目安を以下に示す。

- ・ 500m<sup>2</sup>未満：5点
- ・ 500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満：10点
- ・ 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満：15点

(3) TS・GNSSによる管理

ア. 規格値

施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認することによる。

イ. 試験基準

- ①盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
- ②1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
- ③土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。

II. コーン指数の測定

ア. 規格値

コーン指数：400kN/m以上

イ. 試験基準

各層（30cm/層）において行う。

3. 盛土による沈下を確認するものとし、沈下の確認方法は、盛土に先立ち設置する観測施設（沈下板）により確認するものとする。
4. プレロード盛土の撤去は、沈下後の盛土高さが、A.P.+7.8mとなった時点（放置期間約2年6ヶ月）を想定しているが、プレロード盛土の撤去時期、撤去土砂の搬出先については、事業者と協議するものとする。

## 第4 一般施工

### 第10条 仮設工

本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については十分検討を行い、共同事業者の責任において決定し、施工するものとする。

### 第11条 近接施工

本工事の盛土の施工にあたっては、近接構造物から十分な離隔を確保出来るところから順次施工し、地盤の影響を把握しながら、必要に応じ対策を講じながら施工するものとする。

なお、JR 総武線については、新小岩公園で盛土を施工する上で下記の条件が示されている。

#### 1. JR 総武線

- ・ 第Ⅰ期 高台化施工区域：JR 総武線の軌道から60m以上の離隔を確保すること。
- ・ 第Ⅱ期 高台化施工区域：JR 総武線の軌道の影響評価及び対策工の設計に用いる許容変位値は、水平方向（通り） $\pm 6.0\text{mm}$ 、鉛直変位（通り） $\pm 6.0\text{mm}$  とすること。

## 第5 その他

### 第12条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

### 第13条 後片付け

1. 工事に使用した道路及び堤防等は、原則として工事完了後速やかに原形に復すものとする。
2. 工事用道路は工事完了後、舗装面に泥等の付着がないようにしておくものとする。

### 第14条 苦情・意見等の配慮

工事期間中において苦情・意見等が寄せられた場合は、すみやかに対応し処理すること。同時に事業者にもその内容を報告すること。

# 新小岩公園防災高台整備事業

## 第Ⅰ期盛土工事 工事数量総括表（案）

葛 飾 区

事業名	新小岩公園防災高台整備事業 第I期盛土工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
第I期盛土工事		式		1		
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土		m3		160,000		
法面工		式		1		
法面整形		m2		10,000		
撤去工		式		1		
プレロード盛土掘削積込		m3		18,000		
土砂等運搬		式		1		
付帯工		式		1		



事業名	新小岩公園防災高台整備事業 第I期盛土工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
小型重力式擁壁	擁壁高 H=1.50m	m		96		
歩車道境界ブロック		m		58		
軟弱地盤対策		式		1		
軟弱地盤対策工		式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設		式		1		
事業損失防止施設		式		1		

事業名	新小岩公園防災高台整備事業 第Ⅰ期盛土工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
家屋調査費		式		1		
安全費		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
技術管理費		式		1		
観測施設設置・地盤観測	盛土地盤沈下観測 周辺地盤変位観測	式		1		
地盤変動解析		式		1		
第Ⅰ期盛土工事 詳細設計		式		1		
第Ⅱ期盛土工事 詳細設計		式		1		

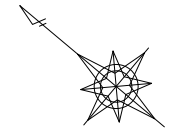
# 新小岩公園防災高台整備事業

## 第Ⅰ期盛土工事 図面集(案)

平面図	.....P.1
計画縦断図	.....P.2
標準断面図	.....P.3
横断図(1)～(5)	.....P.4～P.8
端部擁壁工構造一般図	.....P.9
葛飾あらかわ水辺公園 平面図	.....P.10
新小岩公園 参考写真	.....P.11
新小岩公園 施設概要	.....P.12

葛飾区

平面図 S=1:600

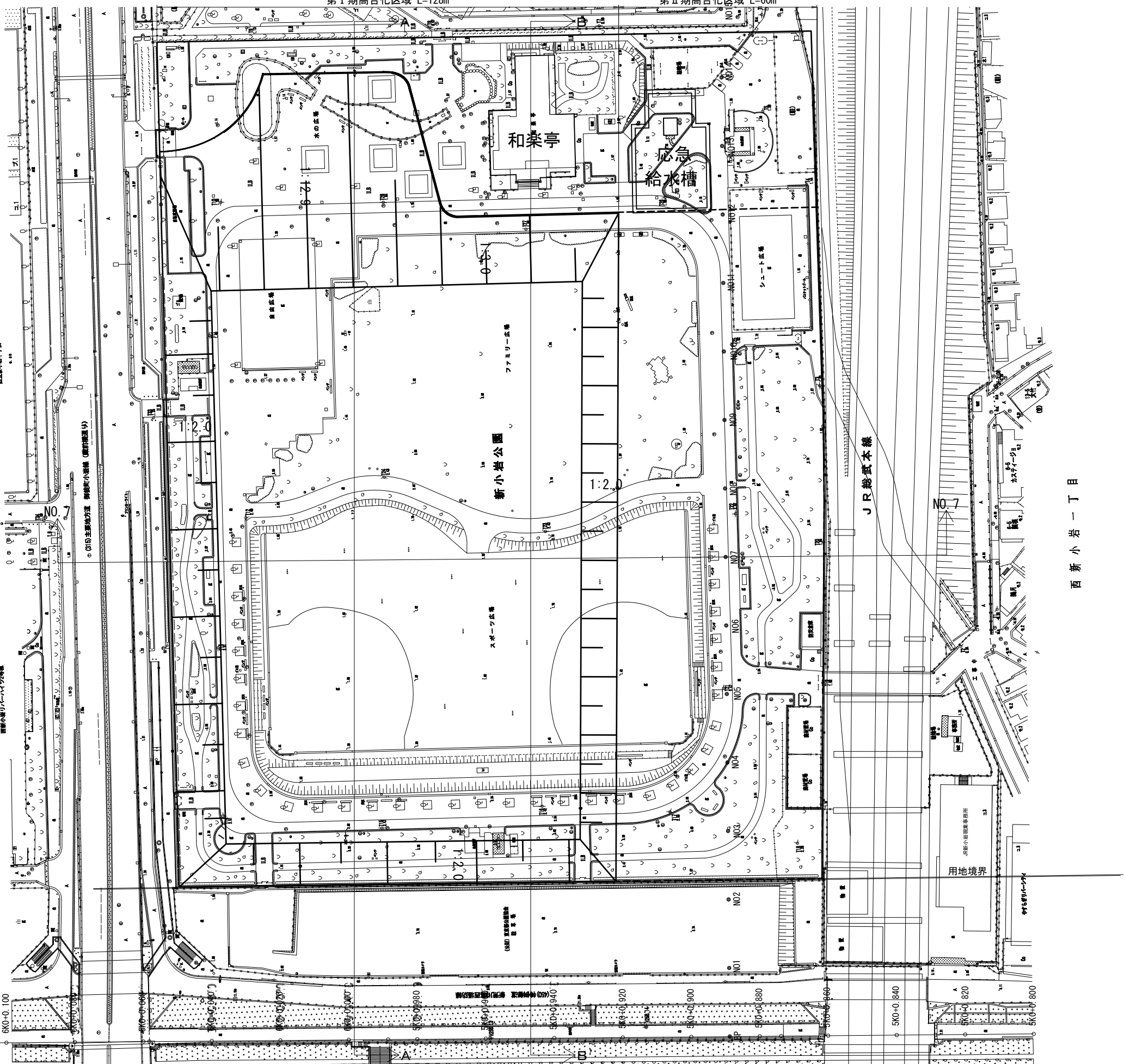


葛飾区

西新小岩二丁目

6K0+0.120

6K0+0.100



第I期高台化区域 L=128m

第II期高台化区域 L=60m

和楽亭

急ぎ  
給水塔

新小岩公園

スポーツ広場

ファミリー広場

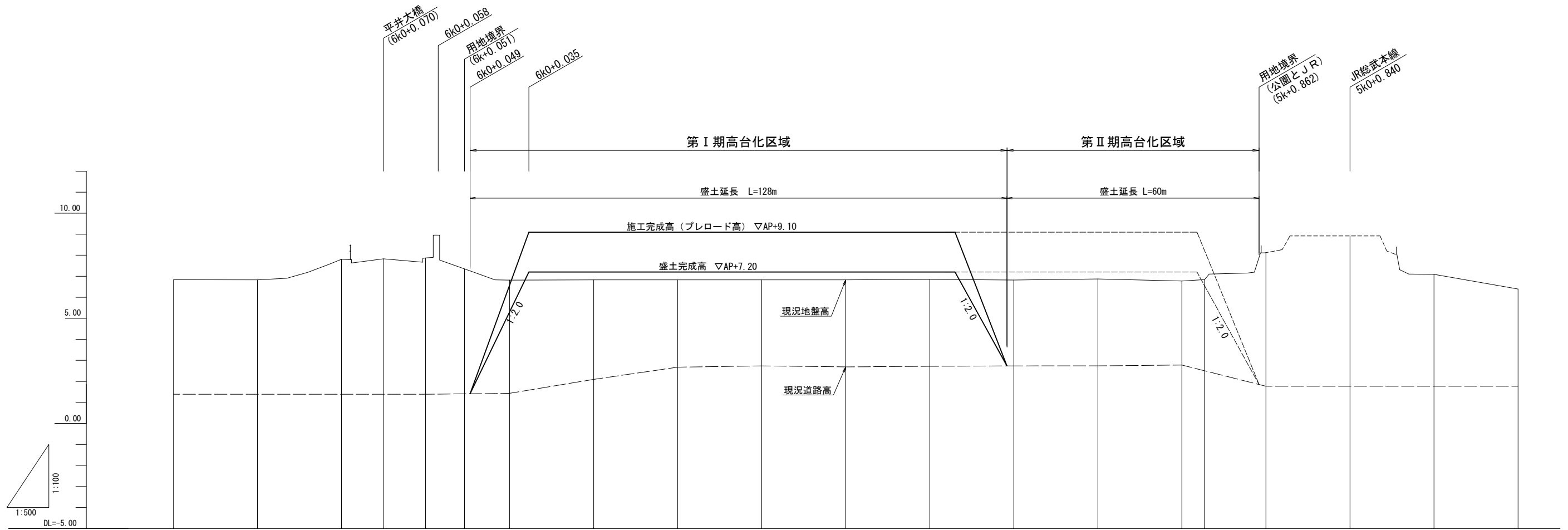
JR総武本線

用地境界

西新小岩一丁目

# 計画縦断面図

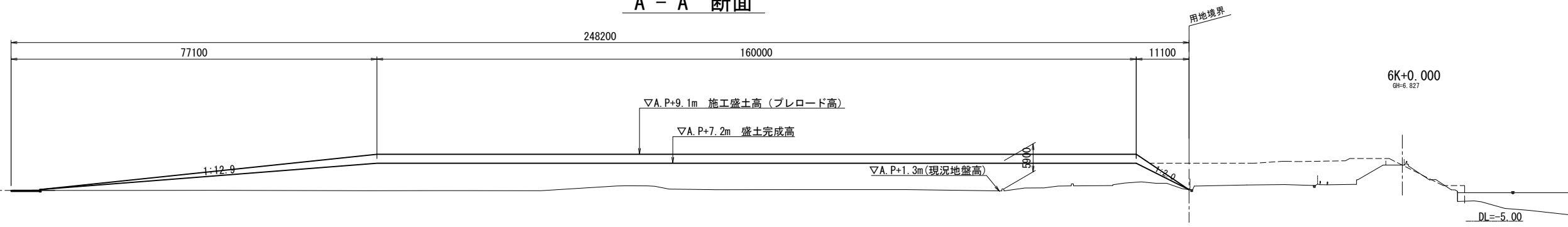
V=1:100  
H=1:500



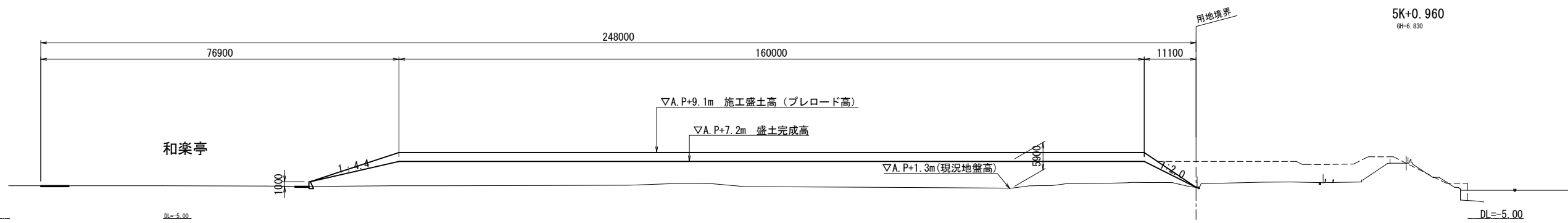
由率区	測点	単距離	追加距離	現況道路高	計画	
					地盤高	盛土完成高
	6k0+0.120	20.000	320.000	6.831		
	6k0+0.100	20.000	300.000	6.829		
	6k0+0.080	10.000	280.000	7.812		
	6k0+0.070	10.000	270.000	7.826		
	6k0+0.060	9.268	260.000	7.872		
	6k0+0.051	8.351	250.732 249.371	7.889 7.889		
	6k0+0.040	4.588	240.000	6.817	9.100	
	6k0+0.035	15.402	235.402	6.819	7.200	
	6k0+0.020	20.000	220.000	6.827	7.200	
	6k0+0.000	20.000	200.000	6.827	7.200	
	5k0+0.980	20.000	180.000	6.829	7.200	
	5k0+0.960	20.000	160.000	6.830	7.200	
	5k0+0.940	20.000	140.000	6.849	7.200	
	5k0+0.920	20.000	120.000	6.821		
	5k0+0.900	14.869	100.000	6.872		
	5k0+0.880	5.369	80.000	6.775		
	5k0+0.862	1.631 20.000	61.631 60.000	7.897 8.126		
	5k0+0.840	20.000	40.000	8.919		
	5k0+0.820	20.000	20.000	7.092		
	5k0+0.800	0.000	0.000	6.391		

# 標準断面図 S=1:500

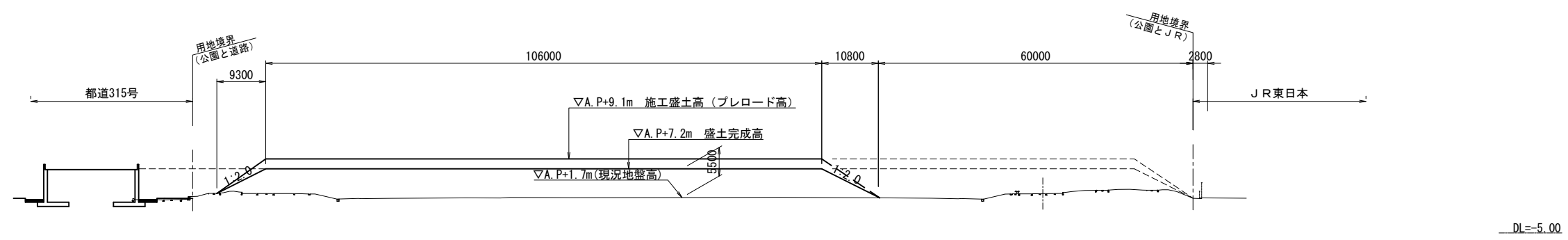
## A - A' 断面



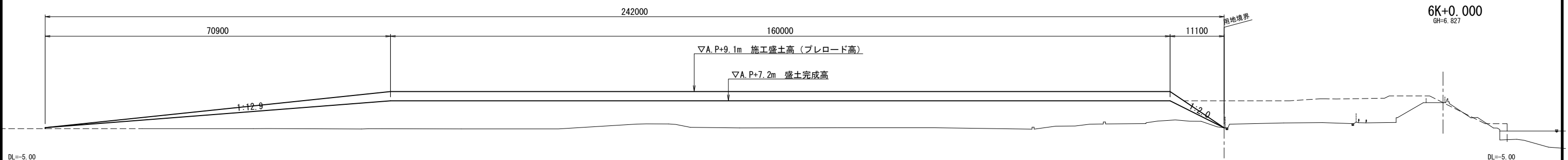
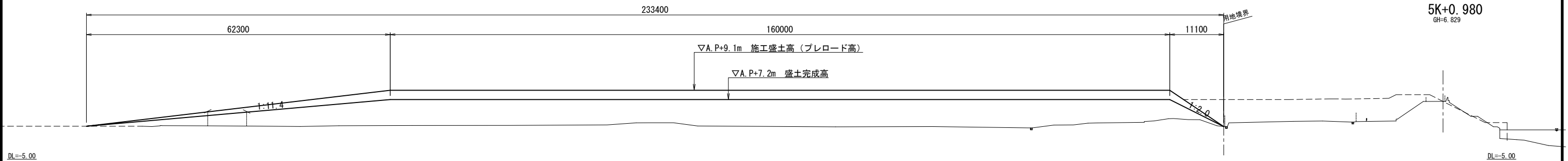
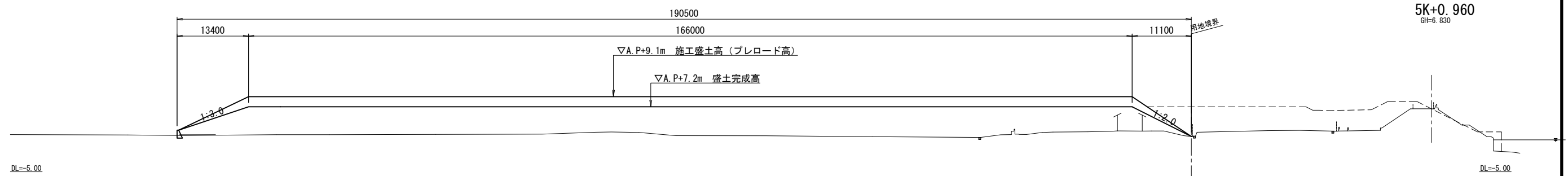
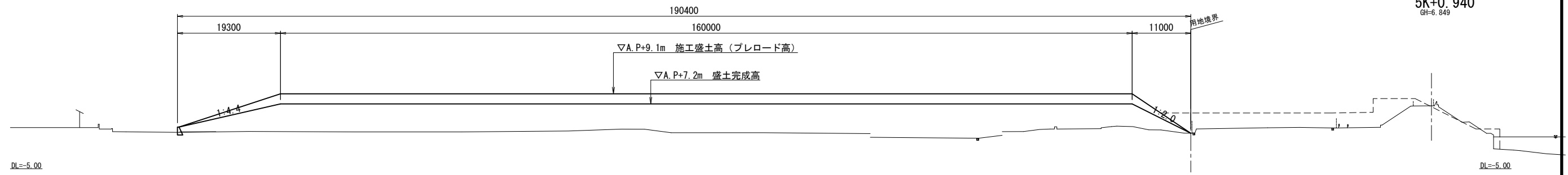
## B - B' 断面



## NO.7 断面



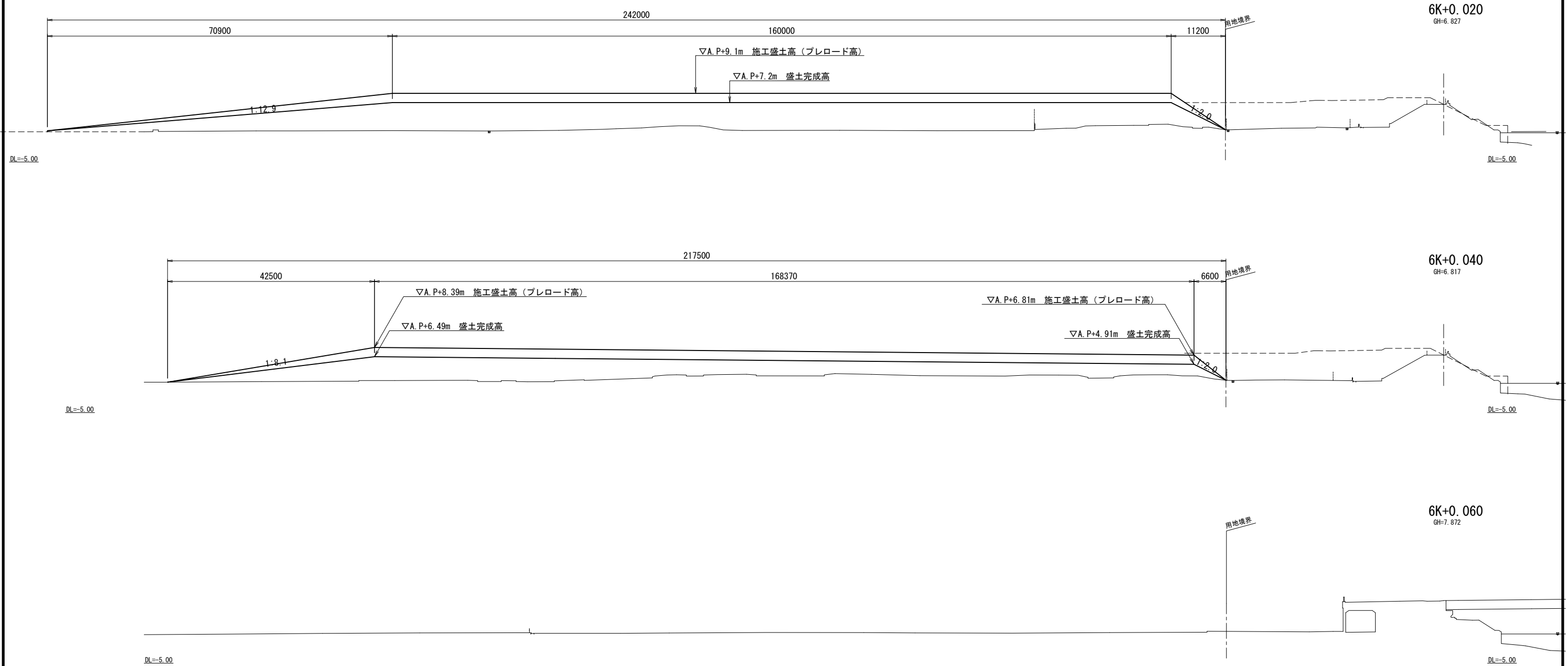
# 横断図 ( 1 ) S=1:400 (東西方向)



改良率78.5%

(注釈) 都道450号の道路高は仮定したものである。

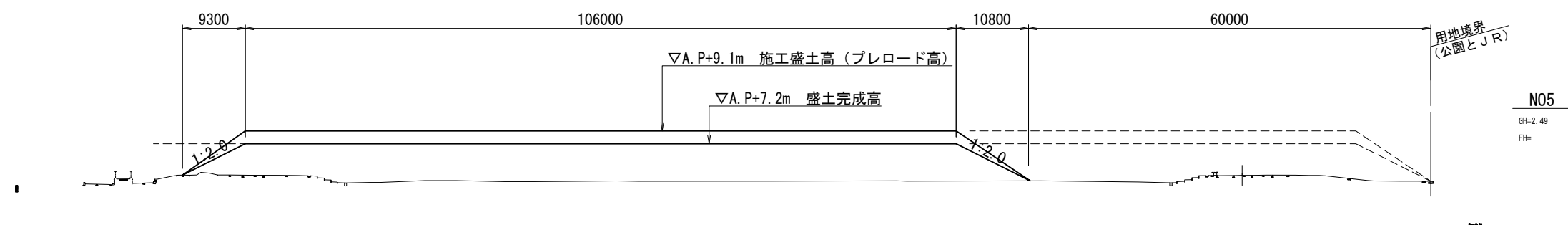
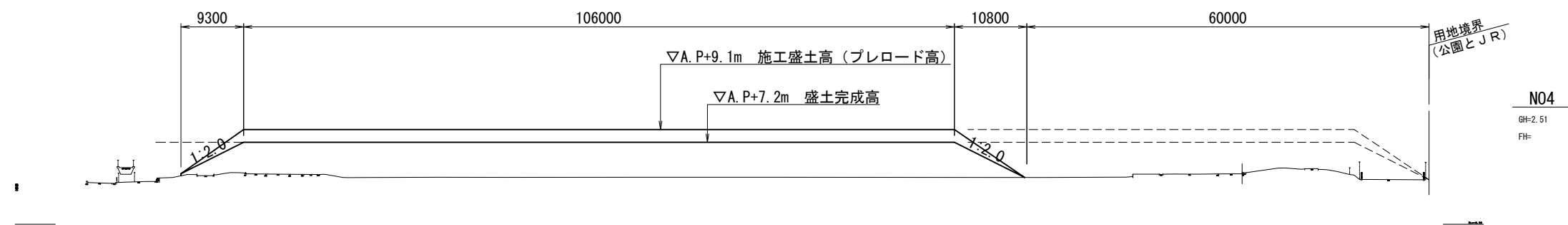
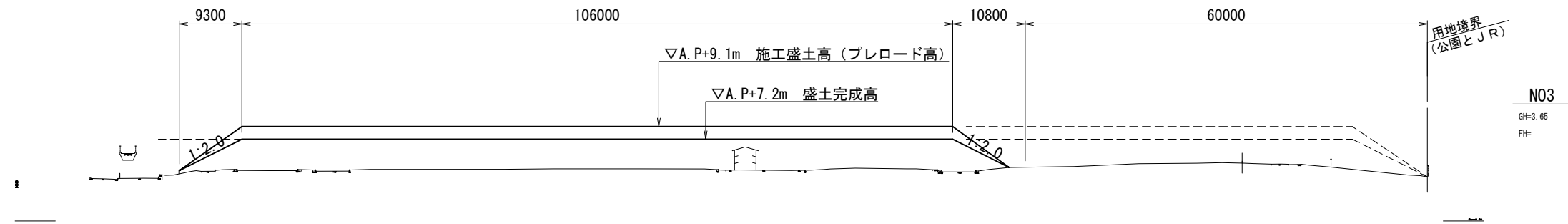
# 横断図 (2) S=1:400 (東西方向)



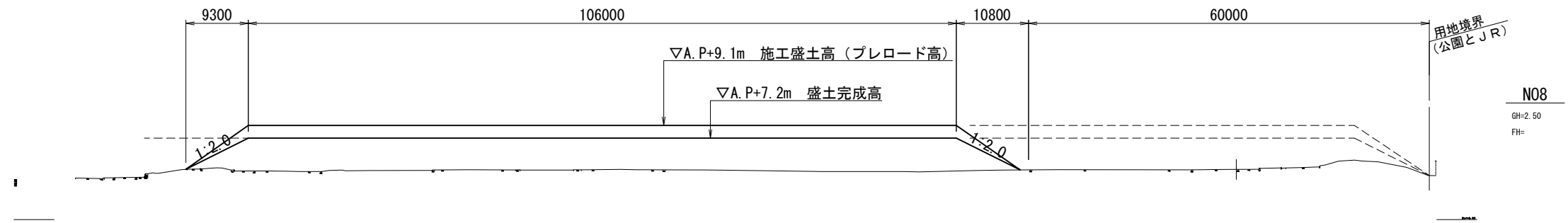
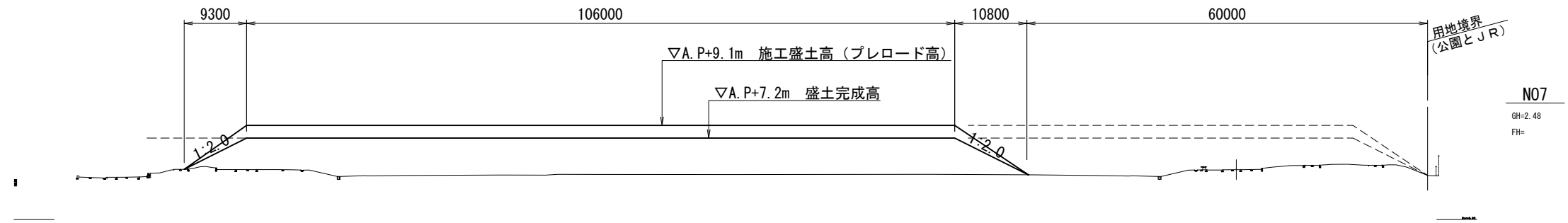
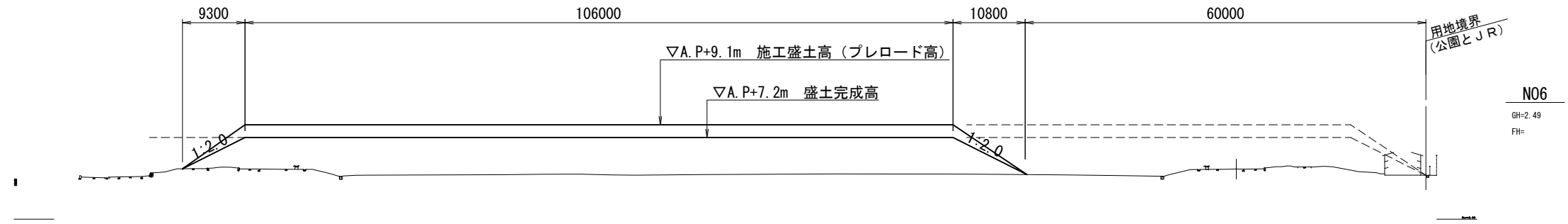
(注釈) 都道450号の道路高は仮定したものである。



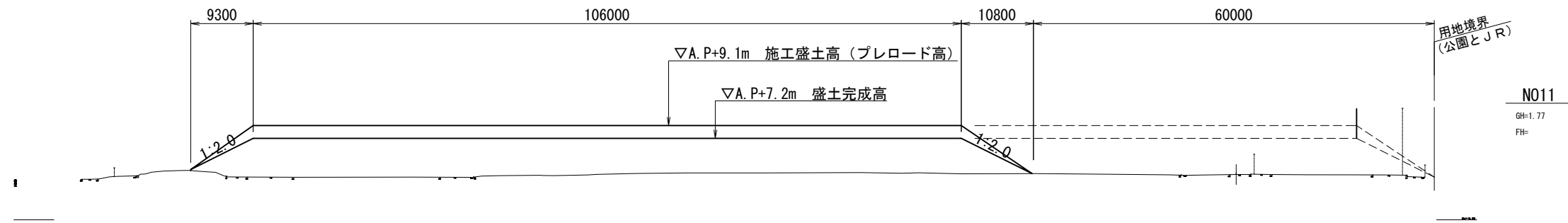
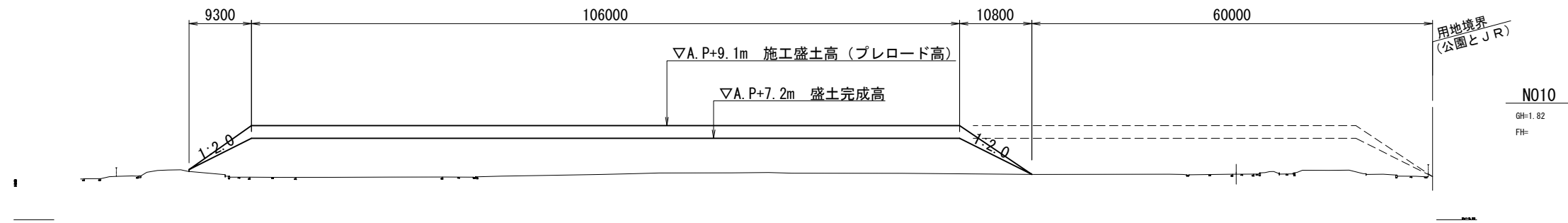
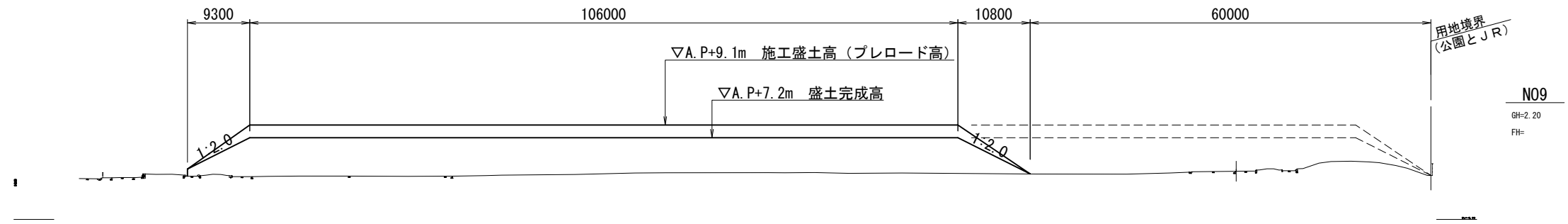
横断図(3) S=1:400  
(南北方向)



横断図(4) S=1:400  
(南北方向)

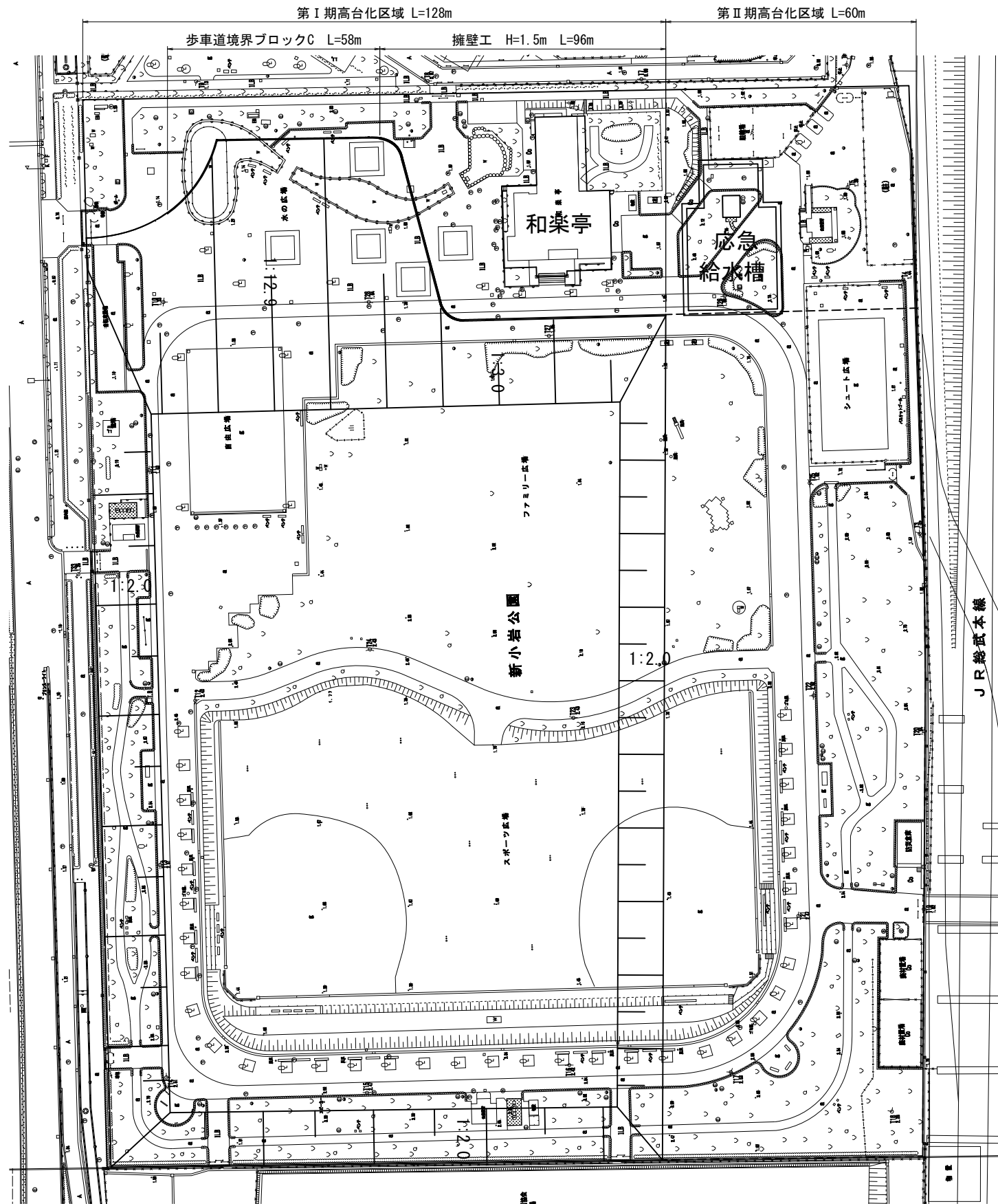


横断図(5) S=1:400  
(南北方向)

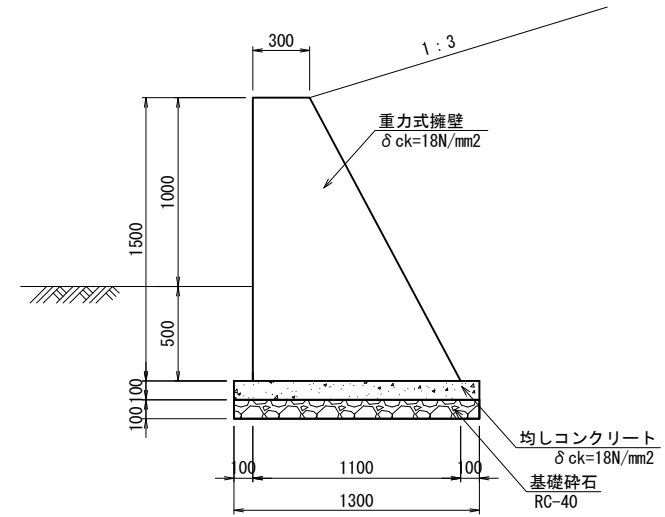


# 端部擁壁工構造一般図

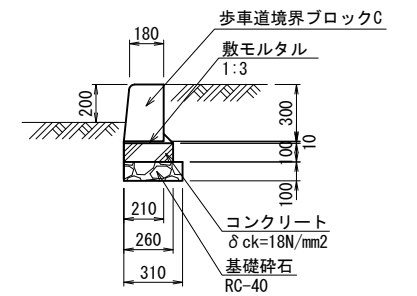
平面図 S=1/600

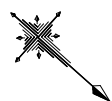


擁壁工標準断面図 S=1/20



歩車道境界ブロック S=1/20



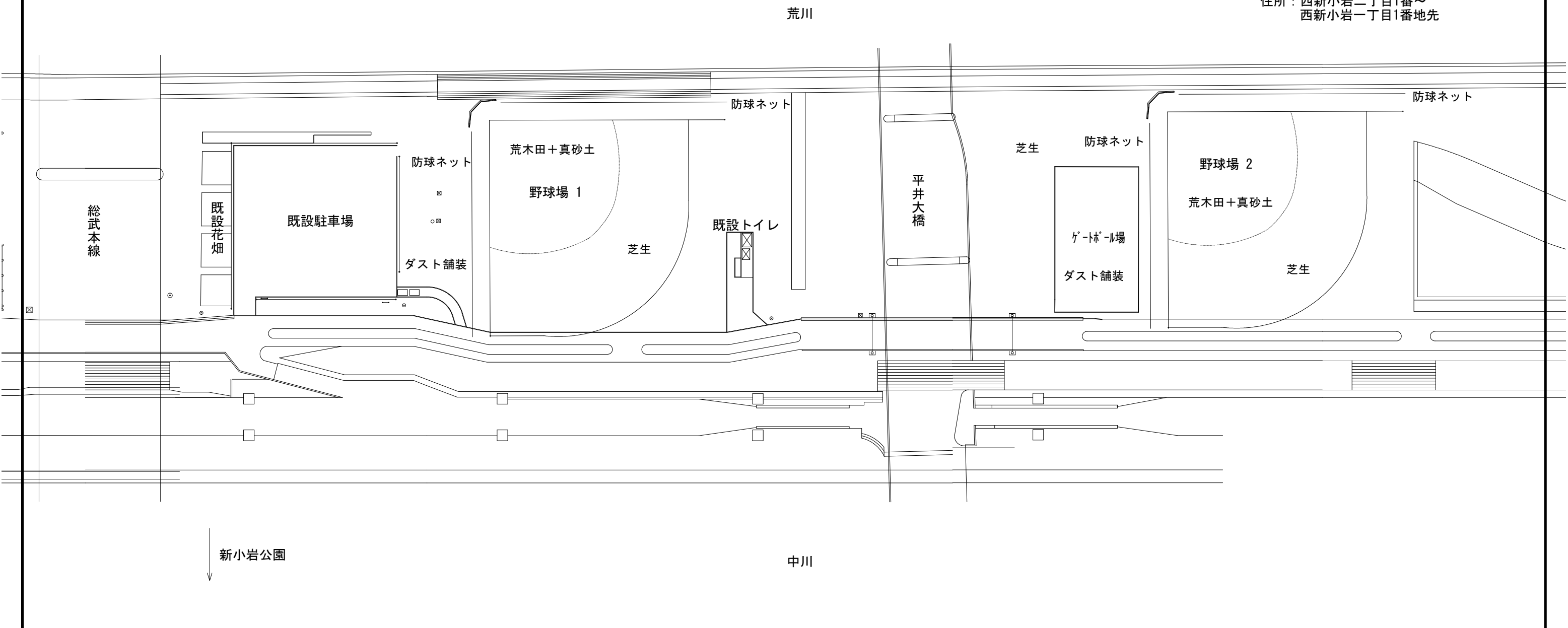


葛飾あらかわ水辺公園 平面図 S=1/1000

新小岩公園代替施設概要（葛飾あらかわ水辺公園）	
①園路広場	スポーツ広場（少年野球場2箇所）（防球ネット）
②管理施設	倉庫 3棟
③給排水設備	給水設備1式（本管引込含む）、排水設備1式



葛飾あらかわ水辺公園  
住所：西新小岩二丁目1番～  
西新小岩一丁目1番地先





# 新小岩公園参考写真



※高台化後の公園整備については、公共補償を基本とする  
※公園施設の復旧詳細については、今後地元利用者からの意見を参考に決定する



## 新小岩公園施設概要

① 園路広場	幅10m(延長650m)(メイン園路) 幅4m(延長140m)(中央園路) 幅2m(延長630m)(外周園路) 水の広場(3,400㎡)(流れ・噴水周辺広場) ファミリー広場(6,000㎡)(多目的広場・芝生広場) スポーツ広場(8,800㎡)(少年野球場) 自由広場(840㎡)(ゲートボール場) シュート広場(970㎡)
② 修景施設	パーゴラ(2基)、滝(高さ2.7m、幅12.3m) 流れ(幅3~8m 長さ60m)、モニュメント(1基 高橋清 作)
③ 休養施設	四阿(3基)、野外卓(4基)、スツール(20基)、ベンチ57基
④ 便益施設	便所(3棟)、水飲み(4基)、時計塔(2基)
⑤ 管理施設	機械室1棟、材料置場1棟 自転車置場3箇所、園名石1基、総合案内板2基、 視覚障害者用案内板1基、注意板1基、車止柵41基、車止柱7基 公園灯47基(内ソーラー灯8基)、ハンドホール69基 防球ネット120m、手すり3基、ファウルポール2基 資材置場1箇所 有料駐車場(11台)
⑥ 防災施設	防災資機材倉庫 応急便槽(20t/2箇所、仮設トイレ10基/2箇所)、非常用放送設備 対流熱遮断用スプリンクラー(9基) 防火貯水槽(100t)
⑦ 遊戯施設	健康遊具7基、バスケットゴール1基 滑り台1基 スイング遊具2基
⑧ 給排水設備	給水設備1式、排水設備1式
⑨ 樹木	常緑高木(559本) (キンモクセイ60、クスノキ34、サザンカ・ツバキ24、シラカシ91、スダジイ73、タブノキ48、 ヒイラギモクセイ54、マテバシイ118、モチノキ16、ヤマモモ36、他5) 落葉高木(286本) (イチョウ15、ケヤキ89、コナラ33、コブシ11、サクラ類107、モミジ類22、他9) 針葉樹(4本) (ヒノキ3、他1) 常緑低木(1,241㎡) (ウバメガシ167、サツキ・ツツジ類659、シャリンバイ154、トベラ117、 ヒイラギナンテン95、ヒサカキ39、他10) 落葉低木(125㎡) (ユキヤナギ58、レンギョウ61、他6)

\*新小岩公園高台化施設概要には、公園施設和楽亭等を除く全ての数量を記載しているが、公園復旧を規定するものではなく、概ね既存の公園の機能を復元することを基本とする。また、詳細については、今後地元や利用者からの意見を参考に決定する。

\*公園復旧については、当該施設概要を基に事業者と共同事業者の協議により決めるものとする。